

## コロナ禍における「病気慰謝料」給付の 取り扱いについて

鹿児島県も厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し」（令和4年9月7日付）を受け、療養期間が短縮されることになりました。

見直しについては、「令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用致します。」となります。

これを受け、業務細則第9条1項の「連続した入院期間が10日以上るとき」を特例として「連続した10日以上自宅・ホテル等の療養」にも適用し、給付対象としてきましたが、国や県のとりに扱いに準じてこの特例の適用を解除いたします。